

長 第 517 号
平成20年7月29日

各社会福祉法人の理事長
各老人福祉施設の施設長
各介護サービス事業所の管理者 殿
各介護老人保健施設の管理者

山形県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の
処分制限期間告示の改正等について

このことについて、厚生労働省から通知がありましたので、御了知願います。

なお、県費補助分につきましても、この通知を準用して取扱いますので御承知おきください。

事業サービス担当 荘司
TEL 023-630-3124
FAX 023-630-2271